

引き渡されるバルカン諸國所在イタリア資産の評價はソ伊混合
 委員会が決定することになつており、イタリアの希望は一部違
 成されてゐる。

（一）イタリア返還（草案第六十五條、條約第七十五條）
 たりやく奪物返還に關し、これを良好な状態において返還する
 ため、破産が自然事象や連合國費の行爲に基くものである場合に
 その破産から修復義務はイタリアの責に帰すべき破産等の
 場合に限るべきことを希望してゐる。實に賄すべき破産等の
 場合、日本の場合現在まで出てゐる指令は船舶（これは價格な
 意味の日本や奪物でない）を除いては、修復義務を課する
 ない。ただ日本側で修復した附加物等も原物件の返還の際同
 時に無償で返還されることになつてゐる。

（二）問題の物件が強力を希望も採択されてゐない。
 問題の物件が強力を希望も採択されてゐない。
 問題の物件が強力を希望も採択されてゐない。
 問題の物件が強力を希望も採択されてゐない。
 問題の物件が強力を希望も採択されてゐない。
 問題の物件が強力を希望も採択されてゐない。

（三）金の返還については原則として、草案を受諾してゐる。特に
 金の返還については原則として、草案を受諾してゐる。特に
 金の返還については原則として、草案を受諾してゐる。特に
 金の返還については原則として、草案を受諾してゐる。特に
 金の返還については原則として、草案を受諾してゐる。特に
 金の返還については原則として、草案を受諾してゐる。特に

（一）請求の放棄は主として、草案第六十六條、條約第七十六條）
 請求の放棄は主として、草案第六十六條、條約第七十六條）
 請求の放棄は主として、草案第六十六條、條約第七十六條）
 請求の放棄は主として、草案第六十六條、條約第七十六條）
 請求の放棄は主として、草案第六十六條、條約第七十六條）
 請求の放棄は主として、草案第六十六條、條約第七十六條）

（二）連合國の補償審議所の判定の承認義務に關しては、右判決が
 連合國の補償審議所の判定の承認義務に關しては、右判決が
 連合國の補償審議所の判定の承認義務に關しては、右判決が
 連合國の補償審議所の判定の承認義務に關しては、右判決が
 連合國の補償審議所の判定の承認義務に關しては、右判決が
 連合國の補償審議所の判定の承認義務に關しては、右判決が

（三）以上の法的一般原則に背くと主張は平和條約には採択されていな
 以上、法的一般原則に背くと主張は平和條約には採択されていな
 以上、法的一般原則に背くと主張は平和條約には採択されていな
 以上、法的一般原則に背くと主張は平和條約には採択されていな
 以上、法的一般原則に背くと主張は平和條約には採択されていな
 以上、法的一般原則に背くと主張は平和條約には採択されていな

実上米國が徴用したイタリア船舶の対伊返還が実施されたのみならず、後用中喪失した船舶と等しい屯敷のりパティイ船を交付されることになつた。

請求権の放棄—その二—(聯合國の義務及び軍票に対する責任—草案第六十六條、條約第七十六條)

この問題は、専らイタリア領域に占領軍を有した國のみに関係するものであつて、全聯合國に關係せず、すてに關係國との間には意見交換が始まつてゐるから、この問題は平和條約の規定からはずして、關係國との個別協定に委せられたき旨希望してゐる。そしてこれからの義務は休戰協約に基くものであるが、事情が非常に変更したので條件の緩和を考慮されたい旨前述一般陳述書中の趣旨を繰り返してゐる。

なお聯合國軍隊によるイタリア人の非戦争損害をイタリア政府が補償する件については、別途の陳述書を提出すると断わりながら、この相当重要な問題について前記の一般的陳述書における言及以外に結局何らの意見も提出せられていない。時間的余裕のなかつたことと因るイタリア側の手落ちではなからうかと察せられる。

請求権の放棄—その三—(俘虜條約に基く請求権の放棄—草案第六十六條、條約第七十六條)

この項の下で、イタリア俘虜に交付せられるべき労銀の未拂分と、イタリアが一九二九年のジュネーヴ條約第二十三條に基

いて聯合國側の將校たる俘虜に支拂つた俸給の返還請求権の放棄が問題となすのであるが、イタリア側は交戦國間の戰爭に基く種義を規律するジュネーヴ條約のとき條約の規定と異なる規定を平和條約に挿入することの不当を攻撃してゐるのは注目すべきである。

イタリアの希望は平和條約には採択されなかつたが、米國は一九四七年八月の米伊協定により、將校に対する俸給については、米國もイタリアの俘虜將校に對する立替給與の請求権を相互的に放棄することとし、イタリア人俘虜に對するその他の債務については、その宗濟を認めてゐるし、他の聯合國も同様の措置したものがあつたようである。

日本は、日本が得た聯合國捕虜に對する俸給、労銀は國際協定通り支拂われていた。聯合國捕虜に對する俸給、労銀は國際協定通り支拂われていた。又英軍地区では、勞銀は受けていたが、日本軍自身を捕虜の待遇を辞退したため、將校の俸給は支給されなかつた。立替支拂をなしたが、右は後日、英國政府から返還する了解になつてゐる。ソ連地区では、勞銀を得たが、乗船地で額を押収されてゐるようである。

請求権の放棄—その四—(対独請求権の放棄—草案第六十七條)

日本の対独関係は、イタリアのそれとは異なるので参考にならなからず、ドイツがイタリアから持ち去つた物件や金の返還要求を主として輸入された点は、イタリアの見解の採用された例として興味深い。

イタリア国内における連合國財産の返還補償（草案第六十八條）

（一）イタリア国内に於ける連合國財産であつて損害を蒙つたものも補償する義務に關し、その損害の原因が、自然現象、ドイツはもたらさるる連合國債の軍事行動さえも含むこと、不合理的な指圖し、ツェルサイエ協約（第二九七條）に於いては、損害の原因がドイツの責任に歸し得べき場合に限り、又、補償は仲裁委員会によつて決定されることになつておる点を引用し、原則論としては、この種の補償は内國民待遇をもつて足るべき旨述べている。しかし實際問題としては、こゝまで主張しなさいとして、英同交戰國になつて以來、ドイツ草によつてもたらされた損害の補償の義務を、補償の要求の提出権を平和條約実施後一年内に限るべきことと希望するにとどめておる。

補償の限度に關して再生價格主義を執つておる草案の規定に對し、何ら異議を申し立てておるものは注目すべきである。

（二）一方お日本の場合は、從來までの指令はとりあへず現物返

10

連合國領域内にあるイタリア財産の留置、清算（草案第六十九

邊をかきしめる場合のみを扱つておるが、補償請求権を放棄する趣旨でないことは、右返意が將來における補償請求権を害しなからざることをわづかしておることから明らかである。

（一）又、連合國債以外の法人に對して連合國人が有する利益に對する損害補償の義務に關しては、法人と法人中の利害關係人を區別することは法の根本原則に屬するのみならず、法人構成員を差別待遇することとなり、ひいては連合國人に對する株式の轉売に於て重大な損害を蒙ると抗弁しておる。最後の点は行政技術上の實際問題として注目すべきである。

（二）連合國民財産に對する資本課税の免除義務に關しては、財政主権を尊重するといつて抗弁しておる。日本の場合もすてに、財政主権の指令がきておる。

（三）イタリア債の右申出は、いづれも平和條約にも採択されておらず、但し、補償金額は要再生價格の三分の二とされた。又、この問題は米國が最も実現に熱心だつた關係もあつて一九四七年八月の米伊協定でも平和されておる。

（四）草案には、イタリアが割譲すべき領土にある連合國財産補償の問題は、扱つておる。草案附屬第三は現物返還の問題のみを扱つておる。イタリア債もこの点何ら見解を表明しておる。後、平和條約に於ける義務が規定されておるから、わが國の場合も注意を要しやう。

連合國內で行われた財産の清算は、イタリア側の希望通り
 大抵当該事業の消産財産を完済したと認められる。この点
 合は、連合國政府が当該イタリア人の債務を代弁弁済した
 形跡なるので、後日該債権だけイタリア側の請求し得ると
 いう議論も成り立ち得るわけであるが、この点連合國側及
 びイタリア側が、いかなる見解をとつていたかは明らかで
 ない。

内又、イタリア側は、イタリア人持主が後日清算代金を支拂
 つて当該財産を買い戻す権利をあたえられることを希望
 してゐる。

以上イタリア側の申出は平和協約では採択されなかったが、
 後日米伊、英伊、英華の諸協定において、右連合國所在イ
 タリア側財産は原則としてイタリア側に返還された。

連合國內にあるイタリア側の無体財産権を連合國側は返還す
 る義務なく、これに對し必要を制限、條件を課し得る規定の
 案に對しては、無体財産権は有体財産より寛大に取り扱われ
 るべきであるの、かえつて苛酷に取り扱われることになつ
 ているのは不合理であるとして、無体財産は留置、清算より
 除外すべき規定を置くべきことを希望してゐる。平和協約は
 はイタリア側のこの希望は採択され、一九四七年
 八月の米伊協定では、前述の位一般に米イタリア側財産と

も無体財産権も原則として返還され、戦時中米國政府がイタ
 リアの無体財産権について下附した使用免許等は継続する。
 又返還された工業所有権は最意國待遇を受けることとなつた。
 報連地に関する経済財政事項(草案附屬書三、條約附屬書十四)
 先ず報連地におけるイタリア公有財産の無償譲渡は、國際法
 國先例に背く故、サンジュルマン條約の例に依り、國際法
 のために貸記すべく、又、譲渡の対象は國有財産に限るべ
 く、準國有財産を含むは不可であり、且つ、準國有財産の
 定義が廣過ぎると主張してゐる。特に公有會社、社團を國有
 又は準國有財産と認めるのは不可であつて、当該會社、社團
 の事業内容によつて性格を決めるべきである。主張してゐる。
 このイタリアの希望も條約に採択されてゐない。

内又、イタリアの希望も條約に採択されてゐない。

なつてゐるから、公有財産の範囲を可及的に狭く主張する
 があるわけであるが、日本の場合は、終戦当時の既成事實を
 基礎とすれば、私有財産の尊重も考えられまいから、イタリ
 アの場合はこの區別を強調する要はあるまい。しか
 かの意味において両者の取扱が區別される場合は、(一)當
 しては、この區別を希望する要があるのはもちろんである。
 日本もイタリヤと類似の主張をなす要があるのはもちろんである。
 割譲地のイタリヤ通貨の繼承國通貨への交換義務が繼承國に
 ある点に關しては、イタリヤ側はもちろん異存はないが、右

内本附屬書の趣旨によつて利益を回復する者に対し、意の第三者保護に關し、草案は工業所有権の著作者も含めるとして、イタリアは文学上、美術上の著作權も含めるとを希望し、このイタリアは、希望は條約に採択された。本件は私人間の問題に關する案件を定める調停委員会に關し、又イタリア側は、一九四五年八月の英佛協定のラインに關し、外國人の著作物の権利を侵害する措置を停止すべきタイム・リミット、戦時措置により第三者の得た権利に對するタイム・リミットの設定等を規定すべきことを希望したが、條約には採択されなかつた。

(四) 割譲地住民が割譲當時イタリアで享有していた工業及び文学、美術上の無体財産権は、イタリアに引継ぎ効力を有する。この希望は平和條約には採択され、イタリア國法の下で享有しうる原期間中存続しうることを希望し、ヴェルサイユ條約(三一一條)、サンジェルマン條約(二六四條)、二七四條、ロザンヌ條約(八條)等を先例として引用していることである。この希望は平和條約には採択され、イタリア國法の下で享有しうる原期間中存続しうることを希望し、ヴェルサイユ條約(三一一條)、サンジェルマン條約(二六四條)、二七四條、ロザンヌ條約(八條)等を先例として引用していることである。

(五) 關係國との協定によつて何らかのアルペンジメントがなされ念

ければならぬ問題である。この問題は日本の場合にも、イタリアが工業所有権保護條約又は著作權保護條約の加盟國でない若干の國とこれらの権利保護に關する二國間協定を結んでいるが、少くともこの二國間協定について、権利關係の不安定な期間を除くため、一般の二國間協定と異なり、連合國がその復活を欲しない場合のみ、その通告を行ひ、通告後一カ月の後に失効することにしたと希望している。本件に關しても平和條約には特別の規定を見ている。

(六) 補遺審檢所及び判決(草案附屬書八、條約附屬書十七)

(七) 連合國側がイタリアの補遺審檢所の決定をレビューすることに關し、イタリアは、これは事件當事者はその裁判官になれないといふ法の公理にそむくものとして、その削除を求め、若し不可能ならば、連合國側のレビューの結果に基く通告をイタリアが承諾するといふ項を除くことを希望しているが採択されなかつた。

(八) 連合國人のイタリア裁判所の判決再審査要求に關しては、イタリアは戦時中敵國人の訴権を全然制限しなかつたから、戦争中連合國人がイタリアの法廷で十分に弁論できなかつたとしても、それは事実上の困難に基く附外的ケースであるから、かかる再審査要求は同様の權利をイタリア人に認める

國の國民に對してのみ限られるべきことを主張したが容れられなかつた。
 しかし、イギリスの提案にかかると聯合國の法廷の下した判決はイタリヤ國內においてフアンナと認められ、特に執行宣言を要せずに執行せらるべきであるといふ案は、外國の判決執行に關するノーマル・ルールに對する違反であるといふイタリヤの申出が通つて、條約には採択されなかつた。
 以上